

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県監査委員

○監査公表四件

福島県監査委員

二

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之
24人第429号
平成24年5月22日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之
様

福島県知事 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
会津若松公共職業安定所	建物は厚生労働省との共有財産であり、県有財産台帳による県の所有面積は71.5㎡となっているが、登記上の共有持分（1万分の948）に基づく保有面積は67.87㎡であり、台帳記載面積を修正する必要がある。	平成23年2月4日付けで県有財産台帳の修正を行った。
会津若松公共職業安定所南会津出張所	建物は厚生労働省との共有財産であり、県有財産台帳による県の所有面積が17.3㎡となっているが、登記上の共有持分（1万分の363）に基づく保有面積は14.97㎡となっており、台帳記載面積を修正する必要がある。	平成23年2月4日付けで県有財産台帳の修正を行った。
太陽の国さつき荘	平成20年4月1日に社会福祉法人福島県社会福祉事業団に譲与していたが、県有財産台帳における処理が漏れていた。	平成22年5月6日付けで県有財産台帳の修正を行った。
太陽の国塵埃焼却場	過去に撤去済み（撤去時期不明）であるが、県有財産台帳の用途廃止処理が漏れていた。	平成23年2月4日付けで県有財産台帳の用途廃止処理を行った。
会津児童相談所	花春町の旧児童相談所建物（574.63㎡、27,266,900円）を平成19年3月に撤去したが、県有財産台帳の用途廃止処理が漏れていた。	平成22年5月6日付けで県有財産台帳の修正を行った。

（監査総務課）

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 高野 宏之

24教財第176号

平成24年5月22日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代 様
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
会津教育事務所 （城西教職員公舎 物置）	県有財産台帳上では城西教職員公舎の建物として管理されているが、公有財産表を作成する際に、物置についてのみ電算処理の不具合により別の住所として記載された。	電算処理の不具合は、当該公有財産台帳上の区分が「職員公舎」ではなく、「その他財産」となっていたことが原因であったと判明したため、平成24年1月6日付けで台帳を修正済み。

（監査総務課）

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県公安委員会委員長から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 福公委（務）第6号
 平成24年5月22日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代 様
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県公安委員会委員長 印

平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成22年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
駐在所工作物 （二本松警察署）	平成18年3月の駐在所廃止に伴う建物及び施設の撤去時本件工作物に係る県有財産台帳の用途廃止処理が漏れていた。	平成22年8月18日に登記完了。 その後、平成22年8月27日に財産異動報告書により訂正措置済み。

（監査総務課）

監査公表第14号

平成24年3月30日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀岡 義尚
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 高野 宏之
 24財第283号
 平成24年4月27日

福島県監査委員 青木 稔
 福島県監査委員 亀岡 義尚 様
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 高野 宏之

福島県知事 佐藤 雄平 印

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成24年3月14日付け23福監第168号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公立大学法人福島県立医科大学
- 2 所管部局 総務部
- 3 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 収益の計上に適正でないものがある。</p> <p>「事実」 医療費の自己負担等に係る未収金額の計算を誤ったため、附属病院収益が26,827,409円過大に計上されている。</p> <p>「是正、改善等の意見」 収益の計上に当たっては、チェック機能を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>指摘のあった病院収益の過大計上については、月末の未収計上の際に一部二重計上となっていたことに原因があったことから、二重計上の防止について文書で職員に周知徹底するとともに、複数職員によるチェックなどの体制を整備しました。</p> <p>これにより、毎月繰り返されていた未収金の二重計上問題については、平成23年11月以降適正に処理しました。</p> <p>医業収益の計上が適正に行われるよう、チェック機能を強化してまいります。</p>
<p>「指摘事項」 修繕工事の発注事務及び工事請負契約後の事務処理に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 附属病院棟地下1階栄養管理下処理室の修繕工事について、一括で発注すべきところ5分割し、単独随意契約により発注している。 2 工事請負について、請負契約書及び福島県工事請負契約約款に基づき請負者が提出しなければならない下請通知書、現場代理人及び主任技術者等通知書、施行計画書等の提出が無いまま工事完了しているものが多数ある。 <p>「是正、改善等の意見」 業務の執行に当たっては、内部牽制^{けんせい}機能を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 工事に係る単独随意契約については、平成24年1月契約分から単独随意契約の適用基準を10万円未満に引き下げるとともに、法人内部に設置した契約等審査委員会で契約状況を確認することとしました。 2 工事請負契約に伴い、契約相手方が提出することとなっている仕様書に基づく書類、契約履行に関する書類等については、平成23年12月から建築関係工事業務適用基準集5-3-2提出書類の一覧表により、提出確認を行うこととしました。 <p>修繕工事の発注事務及び工事請負契約後の事務処理が適正に行われるよう、内部牽制^{けんせい}機能を強化してまいります。</p>

（監査総務課）